

# ※ 必ずご確認ください ※

## 様式や記載内容の変更があります！

記載漏れや不備は、再提出をしていただく場合があります。  
必ず、変更点を含め、記載事項の確認をお願いします。

令和7年度税制改正により、「給与所得控除」「基礎控除」などが変更となりました。個人別明細書の様式も変更されています。下記をよくご確認くださいのうえ、正確に記載をお願いいたします。

※昨年の給与支払報告書をもとに作成すると、計算間違いや記載ミスの原因となります。ご注意ください。

### 1. 個人別明細書のレイアウト変更について

「特定親族特別控除の額」欄と控除対象の人数に「特親」欄が追加となりました。

※「**社会保険料等の金額**」や「**生命保険料の控除額**」の記載欄の場所が変更となっています。個人別明細書をよく確認し作成をお願いします。

### 2. 「給与所得控除」について

給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から 65万円を差し引いた額が給与所得となります。 ※給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除は変更ありません。

### 3. 「基礎控除」について

48万円ではなくなります！ご注意ください！

合計所得金額に応じて基礎控除は表のように変更となります。

※合計所得金額 2,350万円超の場合の基礎控除額は変更ありません。

| 収入金額(収入が給与だけの場合)         | 合計所得金額           | 基礎控除額 |
|--------------------------|------------------|-------|
| 200万3,999円以下             | 132万円以下          | 95万円  |
| 200万3,999円超~475万1,999円以下 | 132万円超~336万円以下   | 88万円  |
| 475万1,999円超~665万5,556円以下 | 336万円超~489万円以下   | 68万円  |
| 665万5,556円超~850万円以下      | 489万円超~655万円以下   | 63万円  |
| 850万円超~2,545万円以下         | 665万円超~2,350万円以下 | 58万円  |

## 4.「特定親族特別控除」について

特定親族を有する場合、特定親族の合計所得金額に応じて表のような控除を受けられます。

特定親族とは…居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で

合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人

※年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で、合計所得金額が 58 万円以下の場合は、扶養控除（**特定扶養**）の対象です（扶養控除額 63 万円）。

| 特定親族の合計所得金額      | 特定親族特別控除額 |
|------------------|-----------|
| 58 万円超～85 万円以下   | 63 万円     |
| 85 万円超～90 万円以下   | 61 万円     |
| 90 万円超～95 万円以下   | 51 万円     |
| 95 万円超～100 万円以下  | 41 万円     |
| 100 万円超～105 万円以下 | 31 万円     |
| 105 万円超～110 万円以下 | 21 万円     |
| 110 万円超～115 万円以下 | 11 万円     |
| 115 万円超～120 万円以下 | 6 万円      |
| 120 万円超～123 万円以下 | 3 万円      |

※この控除を適用する場合、年末調整で「特定親族特別控除申告書」の提出が必要です。

## 5. 扶養親族等の所得要件について

基礎控除額の変更により、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件も表のように変更となりました。

| 扶養親族等の区分                         | 所得要件            |
|----------------------------------|-----------------|
| 扶養親族<br>同一生計配偶者<br>ひとり親の生計を一にする子 | 58 万円以下         |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者                 | 58 万円超～133 万円以下 |
| 勤労学生                             | 85 万円以下         |

詳しくは、税務署で配布している  
「令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」  
(国税庁ホームページにも掲載しています)をよくご確認のうえ記載をお願いします。